

# 定期監査結果報告書

平成 1 8 監査年度 第 2 回

(平成 19 年 4 月 ~ 平成 19 年 8 月執行分)

## 監査実施機関

|                |          |
|----------------|----------|
| 知事部局所管の各課・現地機関 | 9 3 機関   |
| ・ 統括本部各課       | 5 機関     |
| ・ 統括本部現地機関     | 2 機関     |
| ・ 暮らし環境本部各課    | 1 1 機関   |
| ・ 暮らし環境本部現地機関  | 1 機関     |
| ・ 健康福祉本部各課     | 1 0 機関   |
| ・ 健康福祉本部現地機関   | 1 機関     |
| ・ 農林水産商工本部各課   | 8 機関     |
| ・ 農林水産商工本部現地機関 | 2 1 機関   |
| ・ 生産振興部各課      | 6 機関     |
| ・ 県土づくり本部各課    | 1 1 機関   |
| ・ 交通政策部各課      | 4 機関     |
| ・ 経営支援本部各課     | 7 機関     |
| ・ 経営支援本部現地機関   | 4 機関     |
| ・ 出納局          | 2 機関     |
| 教育委員会所管の各課     | 8 機関     |
| 公安委員会所管の警察本部   | 1 機関     |
| その他の委員会等所管の事務局 | 6 機関     |
| 合 計            | 1 0 8 機関 |

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 第 1 | 監査の概要  | 1  |
| 1   | 監査実施期間   | 1  |
| 2   | 監査実施機関   | 1  |
| 3   | 監査の着眼点   | 1  |
| 第 2 | 監査の結果  | 3  |
| 1   | 監査の結果の概要   | 3  |
| 2   | 重要な指摘事項  | 4  |
| 3   | その他指摘事項・検討を要する事項                                     | 8  |
| 4   | 監査対象機関ごとの監査結果  | 11 |
|     | 知事部局所管の各課・現地機関                                       | 11 |
|     | 統括本部   | 11 |
|     | くらし環境本部  | 13 |
|     | 健康福祉本部   | 17 |
|     | 農林水産商工本部（生産振興部含む）                                    | 21 |
|     | 県土づくり本部（交通政策部含む）                                     | 31 |
|     | 経営支援本部   | 36 |
|     | 出納局  | 40 |
|     | 教育委員会所管の各課   | 41 |
|     | 公安委員会所管の警察本部   | 43 |
|     | その他の委員会等所管の事務局                                       | 43 |
| 第 3 | 組織及び運営の合理化に資するための意見<br>（地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく意見） | 45 |
|     | 用語の解説  | 49 |

# 第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

## 1 監査実施期間

平成 19 年 4 月～平成 19 年 8 月執行分

## 2 監査実施機関

|                |        |
|----------------|--------|
| 知事部局所管の各課・現地機関 | 9 3 機関 |
| 教育委員会所管の各課     | 8 機関   |
| 公安委員会所管の警察本部   | 1 機関   |
| その他の委員会等所管の事務局 | 6 機関   |

## 3 監査の着眼点

平成 18 年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

### (1) 全般的事項

事務事業は、その本来の目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか

### (2) 旅費関係

旅費事務システム及び職員申請システムの入力及び決定は適正か

### (3) 歳入関係

調定の時期は適切か

収入未済額の実態把握、督促等は適切か

### (4) 歳出関係

支出負担行為が遅延しているものはないか

### (5) 契約関係

契約の方法及び履行確認は適正か

・ 随意契約の理由は適正か

・ 履行確認は適正か

### (6) 工事関係

設計変更の理由、時期及び金額は適正か

工期設定、施工方法、施工管理等は適正か

検査は適正か

(7) 財産関係

備品の管理は適正か

- ・ 備品で未利用となっているものはないか
- ・ 備品の現品確認は出来ているか

債権の管理は適正か

用語の解説については、49 ページから 50 ページを参照

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的にはおおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように指摘事項及び検討事項が認められたので、該当機関に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

#### 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

| 区分       | 予算 | 給与・旅費 | 収入 | 支出 | 契約 | 工事の執行 | 補助金 | 財産 | その他 | 計   |
|----------|----|-------|----|----|----|-------|-----|----|-----|-----|
| 重要な指摘事項  | 1  | 0     | 4  | 15 | 3  | 0     | 0   | 0  | 6   | 29  |
| その他指摘事項  | 0  | 16    | 34 | 17 | 33 | 3     | 6   | 40 | 4   | 153 |
| 検討を要する事項 | 2  | 0     | 0  | 0  | 1  | 0     | 2   | 4  | 1   | 10  |
| 合計       | 3  | 16    | 38 | 32 | 37 | 3     | 8   | 44 | 11  | 192 |

(参考)

#### 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数(平成18監査年度合計)

(単位：件)

| 区分       | 予算 | 給与・旅費 | 収入 | 支出 | 契約 | 工事の執行 | 補助金 | 財産 | その他 | 計   |
|----------|----|-------|----|----|----|-------|-----|----|-----|-----|
| 重要な指摘事項  | 2  | 0     | 5  | 20 | 4  | 49    | 0   | 0  | 7   | 87  |
| その他指摘事項  | 9  | 23    | 70 | 27 | 74 | 52    | 6   | 91 | 9   | 361 |
| 検討を要する事項 | 3  | 0     | 0  | 0  | 8  | 1     | 2   | 6  | 2   | 22  |
| 合計       | 14 | 23    | 75 | 47 | 86 | 102   | 8   | 97 | 18  | 470 |

注：「定期監査結果報告書 平成18監査年度 第1回(平成18年10月～平成19年3月執行分)」の区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数との合計

## 2 重要な指摘事項

### 【統括本部】

- (1) 予算額の積算内容と異なった予算執行をしているものがあった。  
(情報・業務改革課)

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 事 項 名              | IT初心者サポート事業            |
| 予算上の負担金額<br>(負担割合) | 1,800,000円(総事業費の1/3)   |
| 執行した負担金額           | 1,800,000円(総事業費の10/10) |

- (2) 支出負担行為で遅延しているものがあった。(政策監グループ)

|                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| 事 項 名                         | ネクストステージホームページ制作運営委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日) | 平成18年5月1日            |
| 支出負担行為月                       | 平成18年12月             |
| 委託金額                          | 3,497,550円           |

- (3) 整理負担行為で遅延しているものがあった。(情報・業務改革課)

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 事 項 名            | 電子県庁システム詳細設計、開発及び運用業務委託     |
| 整理負担行為<br>すべき年月日 | 平成18年4月1日                   |
| 整理負担行為月          | 平成18年7月                     |
| 平成18年度整理負担行為額    | 83,851,950円(平成18年4月1日現在)    |
| 全体委託金額           | 1,228,529,400円(平成18年4月1日現在) |
| 委託期間             | 平成15年7月1日～平成22年3月31日        |

### 【健康福祉本部(現地機関含む)】

- (1) 交付申請又は請求時期が遅れたため、国庫支出金の受入で遅延しているものがあった。(健康増進課)

|        |                |
|--------|----------------|
| 事 項 名  | 精神障害者措置入院費等負担金 |
| 交付申請期限 | 平成18年4月10日まで   |
| 交付申請月  | 平成19年3月        |
| 請求月    | 平成19年3月        |
| 受入年月日  | 平成19年3月29日     |
| 受入金額   | 90,183,536円    |

|        |              |
|--------|--------------|
| 事 項 名  | 障害者医療費負担金    |
| 交付申請期限 | 平成18年4月10日まで |
| 交付申請月  | 平成19年3月      |
| 請求月    | 平成19年3月      |
| 受入年月日  | 平成19年3月29日   |
| 受入金額   | 424,738,514円 |

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 事 項 名          | 原爆被爆者手当交付金         |
| 交付申請<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 10 日まで |
| 交付申請<br>月      | 平成 18 年 4 月        |
| 請求<br>月        | 平成 19 年 3 月        |
| 受入年月日          | 平成 19 年 3 月 14 日   |
| 受入金額           | 673,467,496 円      |

(2) 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 (医務課)

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 事 項 名            | 地域小児医療体制整備事業費補助金 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日  |
| (交付決定年月日)        |                  |
| 支出負担行為<br>月      | 平成 18 年 7 月      |
| 補助金額             | 11,381,000 円     |

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 事 項 名            | 地域小児救急医療センター整備事業費補助金 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日      |
| (交付決定年月日)        |                      |
| 支出負担行為<br>月      | 平成 18 年 7 月          |
| 補助金額             | 2,481,000 円          |

(健康増進課)

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 事 項 名            | 生活習慣病検診従事者講習会委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 3 日 |
| (契約締結年月日)        |                 |
| 支出負担行為<br>月      | 平成 18 年 9 月     |
| 委託金額             | 1,010,000 円     |

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 事 項 名            | 生活習慣病検診(がん検診)従事者講習会委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 3 日       |
| (契約締結年月日)        |                       |
| 支出負担行為<br>月      | 平成 18 年 9 月           |
| 委託金額             | 1,036,000 円           |

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 事 項 名            | 佐賀県リハビリテーション支援センター運営事業<br>委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 3 日              |
| (契約締結年月日)        |                              |
| 支出負担行為<br>月      | 平成 18 年 9 月                  |
| 委託金額             | 1,450,000 円                  |

|                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| 事 項 名                         | 地域リハビリテーション広域支援センター運営事業委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日) | 平成 18 年 4 月 3 日           |
| 支出負担行為月                       | 平成 18 年 10 月              |
| 委託金額                          | 1,368,000 円 × 5 件         |

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 事 項 名                         | 保健所等情報システム賃貸料   |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日) | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 支出負担行為月                       | 平成 18 年 9 月     |
| 契約金額                          | 1,181,628 円     |

(3) 一般競争入札の手続きで適正でないものがあった。 ( 県立病院好生館 )

|       |                  |
|-------|------------------|
| 事 項 名 | デジタルX線テレビシステム購入  |
| 入 札 日 | 平成 19 年 1 月 15 日 |
| 契約金額  | 53,340,000 円     |

#### 【農林水産商工本部】

(1) 契約締結前又は契約期間外に業務を行わせていたものがあった。

( 有明水産振興センター )

|           |   |
|-----------|---|
| 事 項 名     | 平成 17 年度自動海況観測装置保守点検業務委託  |
| 契 約 日     | 平成 17 年 10 月 3 日  |
| 契 約 期 間   | 平成 17 年 10 月 3 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日   |
| 委 託 金 額   | 621,600 円   |
| 契 約 前 業 務 | メンテナンス作業 平成 17 年 7 月 28 日<br>平成 17 年 9 月 13 日 ~ 14 日<br>検定試験 平成 17 年 8 月 24 日 |

|               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 事 項 名         | 平成 18 年度自動海況観測装置保守点検業務委託            |
| 契 約 日         | 平成 18 年 8 月 1 日                     |
| 契 約 期 間       | 平成 18 年 10 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日 |
| 委 託 金 額       | 621,600 円                           |
| 契 約 期 間 外 業 務 | メンテナンス作業 平成 18 年 8 月 3 日            |

(2) 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ( 流通課 )  
( 前年度の指摘で改善されていないもの )

|                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| 事 項 名                         | 中国上海向け県産梨の現地輸入業務及び配送業務委託 |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日) | 平成 18 年 10 月 4 日         |
| 支出負担行為月                       | 平成 19 年 3 月              |
| 委託金額                          | 223,499 円                |



|                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 事 項 名                             | 輸出用梨の包装紙制作委託                  |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日)     | 平成 18 年 9 月 15 日              |
| 支出負担行為月                           | 平成 18 年 11 月                  |
| 委託金額                              | 107,640 円                     |
| 事 項 名                             | 上海通訳(ガイド)委託                   |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日)     | 平成 18 年 9 月 22 日              |
| 支出負担行為月                           | 平成 18 年 11 月                  |
| 委託金額                              | 48,000 円                      |
| 事 項 名                             | 県産梨の中国上海市向け輸送業務委託             |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日)     | 平成 18 年 9 月 20 日              |
| 支出負担行為月                           | 平成 18 年 12 月                  |
| 委託金額                              | 203,532 円                     |
| 事 項 名                             | 小城羊羹実演販売委託                    |
| 支出負担行為<br>すべき年月日<br>(契約締結年月日)     | 平成 18 年 10 月 10 日             |
| 支出負担行為月                           | 平成 19 年 1 月                   |
| 委託金額                              | 91,000 円                      |
| 事 項 名                             | 中国での「県産梨の販売促進活動」委託            |
| 変更支出負担行為<br>すべき年月日<br>(変更契約締結年月日) | 平成 18 年 12 月 22 日(増額変更)       |
| 変更支出負担行為月                         | 平成 19 年 3 月                   |
| 委託金額                              | 1,106,780 円(うち増額分: 902,780 円) |

#### 【経営支援本部】

- (1) 行政財産使用許可(継続分)に係る使用料の調定で遅延しているものがあつた。(総務法制課)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 事 項 名    | 展望レストラン厨房・案内用看板 |
| 調定すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 調 定 月    | 平成 18 年 10 月    |
| 調 定 額    | 1,126,260 円     |

(2) 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 (財務課)

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 事 項 名        | 予算編成システム維持管理委託  |
| 支出負担行為すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| (契約締結年月日)    |                 |
| 支出負担行為月      | 平成 18 年 10 月    |
| 委託金額         | 5,755,050 円     |

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 事 項 名        | 予算編成システムサーバー等機器保守業務委託 |
| 支出負担行為すべき年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日       |
| (契約締結年月日)    |                       |
| 支出負担行為月      | 平成 18 年 10 月          |
| 委託金額         | 1,870,218 円           |

### 3 その他指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係 (2 件)

佐賀県美術展覧会の執行で検討を要するもの  
需用費の予算執行で検討を要するもの

(2) 給与、旅費関係 (16 件)

職員申請システムの運用で適正でないもの  
出勤簿の整理で適正でないもの  
各種認定簿等の整理で適正でないもの  
時間外勤務手当で追給を要するもの  
県外出張に係る航空運賃の額が確認できないもの  
宿泊を伴う出張でホテル等利用の確認が適正でないもの

(3) 収入関係 (34 件)

収入の調定が遅延しているもの  
収入科目を誤っているもの  
収入未済があるもの  
領収書控に現金領収日付印がないもの  
債権整理簿を作成していないもの  
証紙の消し込みが適正でないもの  
証紙徴収整理簿の管理が適正でないもの  
収入調定書に収支等命令者(所属長)の決裁漏れがあるもの  
国庫収入(負担金、交付金、補助金)の受入が遅延しているもの  
国庫補助金の受入時期が適正でないもの  
行政財産使用許可に係る管理費の算定で適正でないもの  
使用料及び管理費の納入が遅延しているもの  
電子申請システムによる申請で手数料納付の前に検査したもの

- (4) 支出関係 (17件)  
支出負担行為で遅延しているもの  
支出年度区分を誤っているもの  
検査完了後、支払いが遅れているもの  
返納手続きが遅延しているもの  
額の確定をしていないもの  
契約書の条文に基づかない支出が行われたもの  
請求時期未到来の時期に請求書を受領し、支出事務を行ったもの
- (5) 契約関係 (34件)  
随意契約の理由が適正でないもの  
入札書(見積書)の記載事項で適正でないもの  
契約書の内容が適正でないもの  
契約事務に関し適正でないもの  
委託業務の履行確認で適正でないもの  
業務成果報告書の提出を受けていないもの  
提出期限を過ぎて見積書を提出した業者と契約締結しているもの  
再委託承諾書を発出していないもの  
委託料の支払いで適正でないもの  
委託契約で予定価格調書を紛失しているもの  
委託契約で前払金の理由が不明なもの  
契約書の内容で検討を要するもの
- (6) 工事の執行関係 (3件)  
工事の完成検査が適正でないもの  
工事の一部下請負申請に対し承認の手続きを行っていないもの
- (7) 補助金の執行関係 (8件)  
繰越明許費補正予算の議決日前に交付決定したものの  
実績報告書の徴収が遅延していたもの  
実績報告書の内容確認が十分でないまま額の確定を行っているもの  
交付申請書の進達を受けないまま補助金の交付決定を行っているもの  
変更承認手続きが適正に行われていないもの  
補助金交付要綱の内容で検討を要するもの
- (8) 財産関係 (44件)  
物品処分の事務手続きがされていないもの  
物品の管理が適正でないもの  
行政財産使用許可整理簿を作成していないもの  
物品の現品が確認できないもの  
管理換受領備品が備品出納・管理簿に記載されていないもの  
美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないもの  
寄贈された石碑が工作物台帳に記載されていないもの  
備品出納・管理簿の整理が適正でないもの

- 備品札を貼付していないもの
- 備品札の記載内容が消失し確認できないもの
- 公用車の異動報告がされていないもの
- 公用車の車歴簿が作成されていないもの
- 公用車の車歴簿の記載内容に不備があるもの
- 行政財産使用許可の手続きがされていないもの
- 行政財産の使用許可期間が適正でないもの
- 行政財産使用料の額を誤っているもの
- 市町村合併に伴う行政財産使用許可の変更を行っていないもの
- 行政財産使用許可で指令書の記載を誤っているもの
- 行政財産使用許可整理簿に更新分を記載していないもの
- 基金に積み立てることとしていた寄附金を積み立てていないもの
- 21 備品を亡失したもの
- 22 公用車に損害を与えたもの
- 23 備品を損傷したもの
- 24 財産の管理が適正でないもの
- 25 未利用財産の活用について検討を要するもの
- 26 焱の博覧会記念基金の運用で検討を要するもの
- 27 土地で未登記になっているもの

(9) その他 (5件)

- 非常勤嘱託員の勤務管理で適正でないもの
- 預り金の管理が適正でないもの
- 予定価格及び最低制限価格作成調書の記載金額に誤りがあるもの
- 非常勤嘱託員に対する年次有給休暇で検討を要するもの
- 勤務の割り振りで適正でないもの

#### 4 監査対象機関ごとの監査結果

##### 統括本部 各課・現地機関

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>政策監グループ</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 2日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>非常勤嘱託員の勤務管理で適正でないものがあった。</p> <p>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>秘書課</b>                                    |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 19日                                  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>情報・業務改革課(総務事務効率化センター)</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 1日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>予算額の積算内容と異なった予算執行をしているものがあった。</p> <p>整理負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>職員申請システムの運用で適正でないものがあった。</p> <p>県外出張で航空運賃の額を確認できないものがあった。</p> <p>業務委託で業務計画が未提出であったため、承認行為もされていないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>危機管理・広報課</b>                        |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月31日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>消防防災課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 1日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙の消し込みで適正でないものがあった。</p> <p>手数料の納付を確認しないまま検査を実施していたものがあった。</p> <p>物品の処分で物品返納書による手続きを行っていないものがあった。</p> <p>物品で備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>自治修習所</b>                           |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月16日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>消防学校</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月17日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>年間委託契約の契約日が平成18年4月3日になっているものがあった。</p> <p>業務委託で実施確認後に支払うべき委託料を一括前払いしていたものがあった。</p> |

くらし環境本部 各課・現地機関

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 機 関 名   | 企画・経営グループ                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 4日                           |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                        |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 県民協働課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月14日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約で実績報告書に経費の額を記載させる様式を指定していないものがあった。</p> <p>焔の博覧会記念基金の運用で検討を要するものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 男女共同参画課                                |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月25日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 人権・同和対策課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月29日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(財産貸付収入、貸付金元利収入)</p> <p>概算払いした委託費で額の確定をしていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>こども課（次世代育成支援室）</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月 7日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>公用車購入時に異動報告書を作成・提出していないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>私学文化課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月29日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>佐賀県美術展覧会の執行で検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で規定する実績報告書の提出期限について検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で補助対象経費の審査に係る関係書類の提出を義務付けるなど条文の整備について検討を要するものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>国際課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月25日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約書に契約者（所属長）の押印がないものがあった。</p> |



|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>くらしの安全安心課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月28日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>宿泊を伴う出張でホテル等の利用が確認できないものがあった。</p> <p>行政財産の使用許可がされていないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>環境課（原子力安全対策室）</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月28日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>宿泊を伴う出張でホテル等の利用が確認できないものがあった。</p> <p>減額調定で遅延しているものがあった。</p> <p>債権整理簿に記入すべき債権で、記入していないものがあった。</p> <p>証紙徴収整理簿への記入の時期で適正でないものがあった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>行政財産の許可期間で適正でないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>有明海再生課</b>                                 |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 2日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>廃棄物対策課（菖蒲処分場整備推進室）</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月28日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（弁償金）</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>環境センター</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月24日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>業務成果報告書が提出されておらず、また合格の旨を業者に通知していないものがあった。</p> <p>行政財産使用許可整理簿を作成していないものがあった。</p> |

健康福祉本部 各課・現地機関

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 企画・経営グループ                              |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 9日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也                    |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 地域福祉課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 5日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>ホテル等利用確認簿が作成されていなかった。</p> <p>収入未済があった。(社会福祉士等修学資金貸付金)</p> <p>繰越明許費補正予算の議決日前に交付決定しているものがあった。</p> <p>物品の現品が確認できないものがあった。</p> <p>公用車の異動報告がなされていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 母子保健福祉課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 5日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>出勤簿の整理で適正でないものがあった。</p> <p>ホテル等利用確認簿が作成されていなかった。</p> <p>収入未済があった。(母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返還金)</p> <p>委託にかかる契約書で削除すべき条文を削除していないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>長寿社会課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 5日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(高齢者居室整備資金貸付金)</p> <p>国庫補助金の受入で遅延しているものがあった。</p> <p>単一随契理由が不十分なものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>障害福祉課(就労支援室)</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月25日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入科目を誤ったものがあった。</p> <p>収入未済があった。(心身障害者扶養共済制度年金過払返納金、心身障害者扶養共済保険料負担金)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>医務課(新県立病院プロジェクト推進室)</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>収入未済があった。(看護師等修学資金貸付金)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>国民健康保険課</b>                                |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 5日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 健康増進課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>国庫支出金（負担金、交付金）の受入で遅延しているものがあった。</p> <p>収入未済があった。</p> <p>（特定疾患及び原爆被爆者健康管理手当返還金）</p> <p>契約書に契約者（所属長）の押印及び契約年月日の記入がないものがあった。</p> <p>整備した重要物品を活用した訓練や活用マニュアル等が整備されていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 薬務課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 生活衛生課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>未利用財産について処分を含め検討を要するものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 県立病院好生館  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月31日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>一般競争入札の手続きで適正でないものがあった。</p> <p>非常勤嘱託員の勤務日数が確認できないものがあった。</p> <p>収入未済があった。(医業未収金 他)</p> <p>返納手続きで遅延しているものがあった。</p> <p>入札に係る委任状に代理者の押印がないものがあった。</p> <p>故障した備品の管理が適正でないものがあった。</p> <p>備品について備品出納・管理簿と定期的な照合が行われていなかった。</p> <p>預り金の管理で、不適切な取り扱いとなっているものがあった。</p> |

農林水産商工本部 各課・現地機関

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>企画・経営グループ</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月17日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約書の内容で検討を要するものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>新産業課</b>                                   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 2日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>新エネルギー産業振興課</b>                            |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月11日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>企業立地課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月11日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約書に契約日が記入されていないものがあった。</p> <p>契約書に添付すべき仕様書が添付されていないものがあった。</p> <p>監督・検査・確認結果報告書における監督者及び確認者が適正でないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 雇用労働課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月12日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 流通課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月11日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。<br/>（前年度の指摘で改善されていないもの）</p> <p>契約書に契約者（所属長）の押印がないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱に基づく実績報告書の徴収が遅延しているものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 商工課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月12日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。<br/>（小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金）</p> |



|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>観光課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 4日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>補助金事務において必要な変更承認を行っていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>関西・中京営業本部</b>                              |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月12日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也 堀田一治                           |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>有田窯業大学校</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月14日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務契約書の特別点検仕様書と事前承認時の仕様書の項目が整合していないものがあった。</p> <p>未利用物品の活用について、処分を含め検討するものがあった。</p> <p>備品札を貼付していないもの及び貼付していても記載内容が消失し確認できないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>窯業技術センター</b>                               |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月14日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>工業技術センター</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月24日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務変更契約書に契約者(所属長)の押印がないもの及び契約日の記入がないものがあった。</p> <p>行政財産使用許可整理簿を作成していないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>産業技術学院</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月24日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入調定書に収支等命令者(所属長)の決裁漏れがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>農業技術防除センター</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月29日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>佐城農業改良普及センター</b>                           |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月28日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 上場営農センター  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月15日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 農業試験研究センター  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月28日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>生産物売払収入に係る領収証書控に現金領収日付印が押印されていないものがあった。</p> <p>支出負担行為の年度を誤っているものがあった。</p> <p>取扱店一店による随意契約で、取扱店一店を証するものを明示していないものがあった。</p> <p>単年度で契約すべきものが、自動継続の契約内容となっているものがあった。</p> <p>契約書に規定している別表を添付していないものがあった。</p> <p>見積書の提出期限を過ぎて提出した業者と委託契約を締結したものがあった。</p> <p>委託契約で、提出された再委託承諾願に対し、再委託承諾書を発出していないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 農業大学校   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月29日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>果樹試験場</b>                           |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月25日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>茶業試験場</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月25日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>週休日の振替等の認定で適正でないものがあった。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>畜産試験場</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月28日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>時間外勤務手当及び休日勤務手当で追給を要するものがあった。<br>市町村合併に伴う行政財産使用許可期間の変更が適正になされていないものがあった。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>中部家畜保健衛生所</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月25日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度委託業務において、年度末時点で未完了であったにもかかわらず、当該年度内に完了したのものとして委託料が支払われているものがあった。</p> <p>絵画が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> <p>需用費の執行に関し検討を要するものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>北部家畜保健衛生所</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月15日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>敷地内の石碑が工作物台帳に記載されていなかった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>西部家畜保健衛生所</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月25日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の一部下請申請を承認していないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>玄海水産振興センター</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月16日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>有明水産振興センター</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 4月25日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約締結前及び契約期間外に業務を行わせていたものがあった。</p> <p>監督・検査・確認結果報告書において検査を行えない者が検査を行ったことになっており、また、検査を行うことができない監督員が検査を行ったものがあった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>業務委託において検査完了後、支出が遅延しているものがあった。</p> <p>物品売却の見積合わせで見積者の押印がないものがあった。</p> <p>平成17年度業務委託において、完了検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあった。</p> <p>予定価格及び最低制限価格作成調書の記載金額に、誤りがあった。</p> <p>行政財産許可整理簿に更新分を記載していないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>高等水産講習所</b>                                |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月16日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                                     |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>林業試験場</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月25日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>業務委託契約で予定価格調書を紛失しているものがあった。</p> <p>管理換受領備品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>東部工業用水道管理事務所</b>                           |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月30日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

#### 生産振興部 各課

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>生産者支援課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月12日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。<br/>(農業改良資金元金、林業改善資金貸付金元金、違約金)</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>農産課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月12日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>園芸課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月13日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也   |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>国庫補助金の受入時期で適正でないものがあった。<br>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故) |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>畜産課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 5日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>水産課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月13日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>林業課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月13日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |



県土づくり本部 各課

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 企画・経営グループ  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月24日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品の処分で物品返納書による手続きを行っていないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 建設・技術課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月18日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>委託業務が完了していないにもかかわらず、完了検査を行っているものがあった。</p> <p>補助金に係る変更交付決定の時期で適正でないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 土地対策課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>備品に損害を与えたものがあった。</p> <p>(シュレッダーの損傷)</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>まちづくり推進課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月18日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙の消し込みで適正でないものがあった。</p> <p>未利用財産(土地)について処分を含め検討を要するものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>下水道課</b>                                   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>農山漁村課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>交付申請書の進達を受けないまま補助金の交付決定を行っているものがあった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱に規定する実績報告書の徴収が遅延しているものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>農地整備課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月11日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(農地費負担金)</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>土地で未登記になっているものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>建築住宅課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(住宅使用料、弁償金)</p> <p>証紙の消し込みで適正でないものがあった。</p> <p>行政財産使用料の算定で誤っているものがあった。</p> <p>市町村合併に伴う行政財産使用許可期間の変更が適正にされていないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>河川砂防課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>共同施工工事に係る協定締結の時期が適正でないものがあった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>水資源対策課</b>                          |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月18日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>森林整備課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>支出負担行為で遅延しているものがあった。 |

#### 交通政策部 各課

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>空港・交通課</b>                          |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月23日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>新幹線整備推進課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月23日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故) |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>道路課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月23日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>港湾課</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月23日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

経営支援本部 各課・現地機関

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 企画・経営グループ                              |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月31日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也                    |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 総務法制課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月27日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>行政財産使用許可（継続分）に係る使用料の調定で遅延しているものがあった。</p> <p>工事の完成検査日に休暇を取っていた者が確認者となっていた。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料及び管理費の調定で遅延しているものがあった。</p> <p>使用料及び管理費の納入で遅延しているものがあった。</p> <p>契約書に基づかない支払いを行っているものがあった。</p> <p>行政財産使用許可の指令書の記載内容を誤っているものがあった。</p> <p>備品出納・管理簿の整理で適正でないものがあった。</p> <p>公用車等に損害を与えたものがあった。</p> <p style="text-align: center;">（公用車の事故、ノートパソコンの損傷）</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 職員課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月30日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>職員申請システムの運用に不備があるものがあった。</p> <p>契約書に規定する管理技術者の届出が徴収されていないものがあった。</p> <p>工事にかかる契約書で削除すべきでない条文を削除しているものがあった。</p> <p>非常勤嘱託員に対する年次有給休暇の付与について検討を要するものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 財務課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月31日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>基金に積み立てるべき寄附金が基金に積み立てられていなかった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 税務課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月30日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>業務委託において再委託の承諾の手続きをしていないものがあった。</p> <p>備品出納・管理簿に記載されている備品で亡失しているものがあった。</p> <p>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 市町村課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月26日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約期間の始期が契約日の前となっているものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 統計調査課   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月27日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求時期未到来の時期に請求書を受領し、支出事務を行ったものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 首都圏営業本部                                       |
| 監査執行年月日 | 平成19年 5月17日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 佐賀県税事務所   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 8日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 他)</p> <p>行政財産使用許可に係る管理費の算定で適正でないものがあった。</p> |



|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 唐津県税事務所   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月26日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 他)</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 武雄県税事務所   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 8日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(個人県民税 他)</p> <p>業務委託の契約事務に関し適正でないものがあった。</p> |

出納局 各課

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 会計課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 3日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>備品出納・管理簿に記載されている備品で亡失しているものがあった。</p> <p>備品に損害を与えたものがあった。<br/>(ノートパソコンの損傷)</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 用度管財課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 3日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也  |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>ホテル等利用確認簿が作成されていなかった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> |

教育委員会所管 各課

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 機 関 名   | 企画・経営グループ                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月29日                           |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                        |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 総務課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月25日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>収入未済があった。(佐賀県育英資金貸付金元金、雑入) |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | 教職員課  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月22日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝   |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>収入未済があった。(雑入)<br>週休日の振替簿で適正でないものがあった。<br>(神埼小学校分) |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | 学校教育課(人権・同和教育室)  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月22日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝  |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。<br>備品札を貼付していないものがあった。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>社会教育課</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月11日  |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>時間外勤務手当で追給を要するものがあった。<br/>土地で未登記になっているものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>文化課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月25日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>週休日の振替簿で適正でないものがあった。<br/>業務委託契約書に規定する通知手続きがされていないものがあった。<br/>車歴簿に記入すべき内容が記入されていないものがあった。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>体育保健課</b>  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月22日   |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。<br/>車歴簿が作成されていなかった。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>全国高校総体推進室</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月22日                                  |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                                    |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた</p> |

## 公安委員会所管の警察本部

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>警察本部</b>   |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月10日   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 吉田欣也   |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(放置違反金)</p> <p>勤務の割り振りを月単位で行っているため、4週8休制の確認が出来ないものがあった。</p> |

## その他の委員会等所管の事務局

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>議会事務局</b>                                  |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月 6日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>人事委員会事務局</b>                               |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月 7日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 機 関 名   | <b>選挙管理委員会事務局</b>                             |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月26日                                   |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                                |
| 監査の結果   | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>労働委員会事務局</b>                        |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月15日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>海区漁業調整委員会事務局</b>                    |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月13日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 松尾隼雄                              |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

|         |  |
|---------|--|
| 機 関 名   | <b>監査委員事務局</b>                         |
| 監査執行年月日 | 平成19年 6月 6日                            |
| 監査執行者   | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄                         |
| 監査の結果   | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。 |

### 第 3 組織及び運営の合理化に資するための意見

この添付意見書は、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、平成 18 年 10 月から平成 19 年 8 月までの間に執行した定期監査の途上において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

#### 1 総務事務の効率化に伴う諸問題について

総務事務の効率化を図るため、平成 18 年 8 月から、旅費事務システム、職員申請システム（第一次開発分）が順次稼働し、運用されているが、

- (1) 総務事務の効率化のため集約化・システム化に移行する際の総務事務の業務量の把握は、アンケートのみで、現場の実情調査が十分に行われないうまま、職員削減が決められており、事務に支障を来している所属がある。これらについては、改めて事情を聴き取るなどして調整を行う必要がある。
- (2) また、システム化を図る際の細部にわたっての調整不足で、出勤簿に出張、公務災害休暇の表示がされないなど不具合が生じており、速やかにシステムの改修を行われたい。  
今後、システム化に当たっては、不具合が生じぬよう配慮するとともに、システム構築後試行期間等を設け、システム化に遺漏がないかチェックした後に運用されたい。
- (3) システム運用に当たっての事前研修が十分とはいえず、操作に過度の負担が掛かり、業務に支障が生じている現場がある。  
職員が円滑に操作できるよう研修の徹底を図る必要がある。
- (4) 総務担当が削減され、代わりに非常勤嘱託員を配置することとなり、その採用については各所属で対応されているが、システム化されたとはいえ、総務事務に携わる非常勤嘱託員は関係規程の理解が不可欠であるとともに、行政の事業内容に係る守秘義務の遵守が強く求められることから、職員課等で人材の適格性の判断等を行い、リストアップするなど一元的な管理をすべきである。
- (5) 非常勤嘱託員が有給休暇を取得する際、時間休の規定がないため業務に支障を及ぼしており、正職員と同様に、時間単位での取得を検討する必要がある。

## 2 財務会計事務の研修・指導について

財務会計事務、特に工事請負契約、業務委託契約等における事務処理について、不適正な処理が増加している。

これは、組織改正に伴う本庁における財務会計事務の集中化の廃止、総務事務効率化に伴う人員削減等により、これまで財務事務に精通した職員が行っていた事務処理を、財務規則等関係規程の知識が乏しい事業担当者等が行っていることが主な原因と考えられる。

今後は、これらの担当者に対して研修、指導を徹底されたい。

また、出納局において既にマニュアルを示されているが、非常勤嘱託員等初心者に対してのマニュアルの整備、事務研修を検討されたい。

## 3 備品の管理について

備品の管理については、良好な状態で保管し、その保有状況等については備品出納・管理簿と現品を照合し、毎年報告することとなっているにもかかわらず、十分な照合が行われていないため、備品出納・管理簿に未記載のものや、亡失しているものが毎年散見される。

全庁的に総点検を行い、現段階で備品の状況等を正確に把握し、備品出納・管理簿を一斉に整備されたい。

財政状況が厳しくなっていく中、備品については、適正な管理を行い、修理すべきは修理して活用するとともに、新規購入に当たっては、残存備品の状況も考慮し、その必要性についても十分検討することとされたい。

## 4 不適應職員の取扱いについて

精神的障害や業務に対する怠業などの不適應職員が定数に組み込まれ、その多くが、健康福祉・農林・土木関係の現地機関に配置されているが、それら所属においては、他の職員の負担が過大となり業務の遂行に支障を来している。

佐賀県行財政改革緊急プログラムの実施により、正職員を削減し、非常勤嘱託員で対応している現状がある中、不適應職員については、それぞれの状況に応じた再教育を行い、最も適する職場へ配置し復帰させる必要がある。

また、その結果、改善が認められない職員については、しかるべき措置を執るなど、対応を検討されたい。



## 5 消防学校について

県は、消防組織法の規定により、消防学校を設置し、市町村の消防職員と消防団員の教養訓練をつかさどることとなっている。

団塊世代の退職に伴い、平成 19 年度から各消防本部において、新規採用の消防職員が増加し、初任科教育訓練に支障を来す状況にある。

このため、指導教官の確保や教育資器材の整備充実について検討されたい。

また、実地訓練においては、消防本部が実際に使用している資器材と同様の訓練資器材を用いる必要があるが、現状は老朽化した古い訓練資器材で行われており、それらの更新を早急に図る必要がある。

## 6 工事における現地調査及び地元調整について

工事の施工において、事前の現地調査及び地元調整が十分でないため、工事発注後に工期延長や設計変更を行っている事例が多数見受けられ、これに伴う契約の変更のために、業務量が増加するとともに事務処理にかなりの時間を要している。

その結果、工事完成が遅れ効果の早期発現が図られないばかりか、請負業者にも負担を強いるものとなっている。

工事施工においては、事前の調査及び調整を十分に行い、発注後の契約変更が発生しないように努めることは当然のことであり、そのための交渉の専門部署の設置、専門職員の配置や外部委託等についても検討されたい。

## 7 佐賀空港の危機管理体制について

佐賀空港については、平成 10 年 7 月の開港以来、重大事故の発生は見えていないが、夜間貨物便の就航等により、運用時間が 18 時間 30 分と大幅に延長され、職員の勤務は 3 交替 24 時間勤務態勢に移行し、夜間は職員 2 人と非常勤嘱託員 1 人の 3 人体制で当番業務に従事するなど、厳しい勤務形態となっている。

また、空港事務所は、県の他の部署と異なり、安全・安心の確保が最重要な部署であるにもかかわらず、東京最終便の到着時間帯は 3 人体制となっており、万が一事故が発生した場合に対応できる体制になっていない。

危機管理の面からも、現場の現状を十分把握し、対応を図られたい。

## 8 県立学校における教育実習費の取扱いについて

県立学校における教員養成大学等からの教育実習生の受入れに当たっては、実習に必要な教材・資料代等は、原則受領しないとの指導をされているが、福祉施設など県の他の機関では徴収されている。

公平・公正な観点からも、また、実習生受入れには経費もかかることから、厳しい財政状況に鑑み、教育実習費として徴収すべきである。

## 9 佐賀県立博物館等の活用について

佐賀県立博物館・美術館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館については、県民への教育、学術及び文化の発展並びに教育普及を図ること等を設置目的とされている。

しかしながら、県内小中学校のごく一部で学校行事として施設見学を実施されているものの、費用の問題等でほとんどの学校が活用されていない状況にある。

これらの施設は、佐賀県の歴史や伝統芸術・文化に接する貴重な体験学習の場で、豊かな感性を育むとともに郷土への理解と愛情を深めるものであり、将来の佐賀を担う子ども達の意識醸成のためにも義務教育課程中に、一度は接する機会を与える必要があると思われる。

費用負担等も含め、県として検討されたい。

用語の解説

| 用語      | 説明   |
|---------|--|
| 定期監査    | <p><b>地方自治法</b><br/>           第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>   |
| 監査結果の報告 | <p><b>地方自治法</b><br/>           第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>  |
| 支出負担行為  | <p><b>地方自治法</b><br/>           第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p> <p>支出負担行為は、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為である。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれる。</p> <p>    工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>    補助金の交付の決定のような行為</p> <p>    普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>    給与その他の給付の支出の決定行為</p> |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>債務負担行為</p> | <p>債務負担行為とは、普通地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為をいい、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどである。</p> <p>債務負担行為は、事項、期間及び限度額を定めて議会の議決を経ることとなっている。</p> <p>債務負担行為の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の請負契約を翌年度以降に渡って締結する場合</li> <li>委託業務契約を翌年度以降に渡って締結する場合</li> <li>貸付金の借り入れに対し、翌年度以降に渡って利子補給を行う場合</li> <li>特定の者が金融機関から融資を受ける場合に、返済が不能となった時に、融資を受けた者に代わって金融機関にその損失を保証する場合</li> </ul>  |
| <p>繰越明許費</p>  | <p><b>地方自治法</b></p> <p>第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。</p>  |
| <p>随意契約</p>   | <p>随意契約とは、競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売買、賃借、その他の請負契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき</li> <li>その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</li> <li>社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき</li> <li>認定業者開発の新製品の買入をするとき</li> <li>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき</li> <li>競争入札に付すことが不利と認められるとき</li> <li>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</li> <li>競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき</li> <li>落札者が契約を締結しないとき</li> </ul> |

(注) 地方自治法関係条文を一部抜粋